

公益社団法人 日本気象学会
日本気象学会の刊行物に掲載された著作物の利用について（規程）

制定 平成 25 年（2013 年）4 月 10 日

- 1 公益社団法人日本気象学会（以下、「学会」という。）の刊行物（天気、気象集誌、SOLA、気象研究ノート、大会講演予稿集）に掲載された論文等の全部または一部を、複写、頒布、他の出版物への転載・翻訳、その他、に利用する場合、利用者は学会に申請し、文書による利用許諾を得たうえで、出典を明らかにして利用しなければならない。
- 2 以下に該当する場合、出典が明示されていれば、文書による利用許諾を必要としない。
 - ① 著者（共著者を含む）自身が複写、頒布、転載、翻訳に利用する場合
 - ② 教育・研究の雑誌等に掲載する著作で、論文の一部または少数の図を転載、翻訳する場合（市販の教科書を含む商業利用の場合を除く）
 - ③ 学術著作権協会より複写利用の許諾を受けた場合（なお、頒布を目的とする場合は、学術著作権協会が許諾を代行できるのは、60頁100部以内の複写に限定されている）
 - ④ 気象集誌、SOLA、天気の論文の製本版PDFを出版後3ヶ月以降、著者、共著者が他の共著者の了解のもとで著者個人、所属機関、また公的リポジトリへ登録する場合（ただし、研究ノートは製本版PDFではなく未編集原稿を登録する）
 - ⑤ 個人的な学習・研究のために複写する場合
- 3 以下に該当する場合、文書による利用許諾を必要とする。
 - ① 商業利用の場合（市販の教科書を含む）
 - ② 教育・研究の雑誌等に掲載する著作で、論文の大部分を転載、翻訳する場合
 - ③ 2の①③以外で頒布を目的として複写する場合（特に60ページ以上または100部以上の場合）
 - ④ 学会で利用許諾が必要と認めた場合
- 4 利用許諾に関するガイドライン
学会の刊行物（天気、気象集誌、SOLA、気象研究ノート、大会講演予稿集）に掲載された論文等の利用申請があった場合は、利用許諾を必要としない場合を除き、理事会で個別に利用許諾の可否を審議する。気象学の発展と普及に寄与する場合は、原則的に無償で利用許諾を与える。
ただし、複製を多量に販売する場合など、有償とすることもある。
また、オリジナルの刊行と競合する恐れがある場合や、内容が不適切で誤解の恐れがある場合は、許可しないこともある。
なお、引用は、出所を明示した上、適切に行うこと。図表を直接印刷する場合は転載とみなす。

附則

- 1 （平成25年4月10日理事会議決）規程として制定する。平成25年（2013年）4月10日から施行する。